

**社会福祉法人横浜市福祉サービス協会**  
**次世代育成法・女性活躍推進法 一体型行動計画**

職員・パート職員が、仕事と子育てを両立させ、また、女性が活躍できる働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう  
に行動計画を策定します。なお、この行動計画に基づく目標の取組状況については、毎年度振  
り返しを行います。

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内容・実施時期

**【次世代育成法】**

目標 1 子どもの出産時における男性の職員・パート職員の育児休業取得率を100%にします。

<対策>

- 令和7年4月～ 育児・介護休業法の改正内容の周知
- 令和7年4月～ 育児・介護休業に関する研修実施（毎年度）

目標 2 全職員の時間外・休日労働時間の平均を各月15時間未満とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- 令和7年4月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施

**【女性活躍推進法】**

目標 1 女性の管理職登用試験の応募者10人以上を目指します。

<対策>

- 令和7年8月～ 昇任選考試験日程を早めに周知、応募期間を長めに設定

目標 2 職員の有給休暇の取得率を70%以上にします。

<対策>

- 令和7年4月～ 計画的な取得を管理職会、所内会議等で促す
- 令和7年4月～ 取得率の低い職員に声掛け、業務内容の見直し・効率化を図る